



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。今回からしばらく、健診センターの池田有成センター長の“健康情報シリーズ”をご紹介します。

ポリオワクチンに見るワクチン後進国・日本

日本はワクチン後進国です。ここ数年でヒブ(インフルエンザ桿菌b型)ワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンなどが認可され、少しずつ他の先進国に追いついて来ています。しかし、改善する点がまだまだあります。ここではいわゆる小児麻痺の原因となるポリオに対するワクチン開発の歴史を通して考えてみたいと思います。

アメリカ合衆国の10セント硬貨(別名ダイム)に第32代大統領フランクリン・ルーズベルトが刻まれたのは彼の死の翌年、1946年です。大恐慌や第二次世界大戦といった困難に際しての功績が称えられてのことと考えられます。しかし、ダイムが選ばれるに当たっては20世紀前半の米国で最も恐れられた感染症ポリオとの因縁があったからです。ルーズベルト大統領自身、39歳の時にポリオに罹患し、車椅子生活を余儀なくされていました。彼はジョージア州の温泉地にポリオ患者のためのリハビリ施設を造り、その活動資金を調達するための財団を設立し、同僚の弁護士バシル・オコーナーにその運営を依頼しました。やがてこの財団が「全米小児麻痺研究基金」へと発展し、ポリオワクチン開発への資金援助で中心的な役割を演じます。大恐慌の直後の頃であり、高額寄付金を集めるのは困難でした。そこでオコーナーはマスメディアを使って国民に「ホワイトハウスに10セント硬貨を送ってください」と訴えました。この作戦は全米的な国民運動となり、「マーチ・オブ・ダイムズ」と呼ばれました。ポリオの患者数は5万8000人で、うち死者が3100人、麻痺患者2万1000人という大流行に見舞われた年もあり、米国ではワクチンの早期開発が渴望されていました。

当時のワクチン開発の主流はアルバート・セイビンらによる弱毒生ワクチンであり、ジョーナス・ソークが目指した不活化ワクチンは異端視されていました。しかし、ウイルスの継代・培養法が確立されたことからソークの不活化ワクチンの製造が可能となりました。1954年に二重盲検試験が行われ、その効果が確認されたその日に医薬品として認可されました。しかし、 Cutter社製ワクチンの2つのロット(12万人分)で生ウイルスが残留しており、接種後に4万人が感染症状を呈し、恒久的麻痺51人、死者5人が報告されました。この原因は培養細胞成分除去の際にソークの原法とは異なるフィルターを用いたためでした。以後、ワクチンの安全管理態勢やワクチン禍に対する救済制度が整えられていきます。その後、セイビンらによる弱毒生ワクチンも完成し、経口投与と簡便で、しかも安価であることから各国に普及しました。生ワクチンの普及に伴い野性株による麻痺例はなくなりましたが、代わって病原性を獲得した生ワクチン変異株による麻痺(ワクチン関連麻痺)が、年間数例報告されるようになりました。このため米国はじめ先進国は2000年以降、ソークの不活化ワクチンへ切り替えています。それぞれのワクチンの価値と意義は絶対的なものではなく、時代時代で変遷すると言えます。日本では安全に問題のある生ワクチンを使い続けていましたが、やっと2012年9月から不活化ワクチンの接種が始まりました。

ご存知の方も多いかと思いますが、シーダ・ウォークでもワクチン購入に役立てるため、エコキャップを回収しています。実際に、2014年4月から2015年3月までの累計では45,200個ものキャップが集まり、ワクチンに換算するとおおよそ56人分です。

今後も皆さまのご協力をお願いいたします。



イベント・コンサート※内容等、変更となる場合がございます。

- 2月13日(土)吹奏楽コンサート
【パノフカの皆さん】
- 2月20日(土)オペラコンサート
【長野安恒さん】
- 2月27日(土)クラシック室内楽演奏コンサート
【アンサンブル・コマエドの皆さん】



栄養科より今月の一押しメニュー

2月3日(水)「節分」の昼食には、“豆としらすのご飯”をご用意します。節分と言えば豆まきですが、かたい大豆の代わりに節分にちなんだ食材である豆(枝豆)と鯛(しらす)を使い、栄養満点のご飯に仕上げます。さらに、2月11日(木)の昼食には、“かに散らし”をご用意する予定です。寒い日が続いていますが、しっかり食事をとり、元氣にお過ごしください!!



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

借家契約の更新拒絶

住まいを借りて、長年そこで生活している方は少なくないと思います。法律相談をしていると、年をとった後、貸主から賃貸借契約の更新を拒まれるというケースが散見されます。借主が定年退職したりすると、貸主の側でこれから本当に賃料を支払ってもらえるのかなど、不安に思うことがあるようです。更新拒絶を通知された方の中には、今更出で行かなければならないのかと、心配そうに相談にお見えになる方もいます。

結論から申し上げますと、貸主から更新拒絶を通知されたとしても、余程の事情でもない限り出て行く必要はありません。

賃貸借契約の更新拒絶や解約の申し入れは、「正当な理由」があると認められる場合でなければすることができません(借地借家法28条)。「正当な理由」が認められるかは、以下の5点を考慮した上で判断されます。

- ① 賃貸人が建物の使用を必要とする事情
- ② 借借人が建物の使用を必要とする事情
- ③ 賃貸借に関する従前の経過
- ④ 建物の利用状況及び建物の現況
- ⑤ 立退料などの事情



このうち裁判所が最も重視しているのは、家主と借家人の使用の必要性だと言われています。家主自身の家が災害で滅失してしまったなどの事情でもあればともかく、自分で使う住居がある場合、賃貸に出している家を自ら使わなければならない、ある程度差し迫った必要性でもない限り、そう簡単に「正当な理由」は認められません。

正当な理由がない場合、更新拒絶は法的な効力を持ちません。期間満了後も住み続けていれば、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなされます(借地借家法26条1項)。借家人としては従前通り賃料を支払っていれば、基本的には家から追い出されることはありません。

もし、お困りの方がおられましたら、ぜひ一度ご相談にいらしてください。お役に立つことができれば、とても嬉しく思います。

桜丘法律事務所 弁護士

師子角 允彬(ししかど のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>)

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2016年1月25日発行 vol.104 編集:島田・常盤・大島

シーダ・ウォークを利用して支払った費用の一部は

医療費控除の対象になります



自分や家族のために医療費を支払った場合は、確定申告で所得税の医療費控除を受けられます。控除額は「医療費負担合計額－所得金額合計額の 5% (10 万円まで)」で最高で 200 万円です。

シーダ・ウォーク利用料の一部も、医療費として申告することができます。

〒000-0000
東京都杉並区桃井3-4-9
志田 歩
0000001234

介護老人保健施設シーダ・ウォーク
CEDAR WALK

領 収 書

フリガナ
利用者名 シダ アム
志田 歩 様

社会医療法人 河北医療財団
介護老人保健施設シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL 03-5311-6262 FAX 03-5311-6180

保険者番号 123456 保険者名 杉並区
被保険者番号 0000713727 要介護度 要介護4
請求期間 平成27年8月1日～平成27年8月31日

案内文
シーダ・ウォークをご利用くださいまして、誠にありがとうございます。
毎月27日(土日祝の場合は翌平日)に引落させていただきます。なお、初回振替につきましては引落手続きの都合上、翌月27日に開始となる場合があります。

介護保険サービス	内容	単位数	割引	回数	単位単	医療報酬	支払割合	金額	備考
介護保健施設	Ⅱ型保施Ⅰは4			31日	31,248				8/1～31
介護保健施設	保健施設サービス提供体制加算Ⅰ			31日	558				8/1～31
介護保健施設	保健施設夜勤職員配置加算			31日	744				8/1～31
自己負担	(その他の費用小計) 自己負担サービス合計							¥21,729 ¥164,639	

平成27年8月
日 月 火 水 木 金 土
①
② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧
⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮
⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒
㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙
㉚ ㉛

医療費控除対象額 ¥234,087
8月分請求額 ¥255,816
総額 ¥255,816

備考欄 ※老健入所・(予防)短期入所の基本利用料項目について
「Ⅱ型保施Ⅰⅰ」「Ⅱ老短Ⅰⅰ」→従来型
「Ⅱ型保施Ⅰⅱ」「Ⅱ老短Ⅰⅱ」→在宅強化型 を表します。

対象になる医療費額はどこに書いてあるの？



領収書の中央下に、月ごとの医療費控除額が記載されています。昨年1年間に支払った領収書をお使いください。

注意点として、昨年12月までに引き落としが済んでいる領収書を申告します。

したがって、12月利用分は1月以降の支払いとなるため、次年度で申告します。



27年1月27日～
27年12月28日の
領収印のものまで！

よくある質問

① 送付先が本人のものでなくても大丈夫？
→利用者名にお名前があるので問題ありません。

② 領収書をなくしてしまいました。
→1か月分1,080円で再発行いたします。

③ どの項目が医療費控除の対象ですか？
→介護保険サービスの自己負担分1割(2割)、食費、居住滞在費(ショート・ロングステイのみ)となります。
領収書の備考欄に「(医)」と記載のあるものが対象項目です。

ご不明な点はシーダ・ウォークまでお問い合わせください。

TEL : 03 (5311) 6262 (代表)

「今月の専門職」最後は
チームケア一番の
サポーター
家族

チームケアには欠かせない力となるものが、家族の力だと思います。在宅・入所などの介護サービスを受けていても、大事なことは家族で適切な役割分担・関わりをすることではないでしょうか。
利用者さんと信頼関係を築けるように、職員は関わるように心がけていますが、ご家族にしか見せない表情や、ご家族にしか話せない思いなどがあるのもよく見かけます。「顔を見る」「話をする」「触れる」などの傍にいただけ、とても大きな力となります。ご家族を含めたチームケアがよりよい生活に繋がっていくと思いますので、何かありましたら職員にお伝えください。